金融所得課税と家計の実物資産

Щ 田 直 夫

はじめに

産に 七一%を占め、金融資産の約二四%を大きく上 回っている(図表1)。また、金融資産と実物資 は三九〇〇万円で、そのうち住宅・宅地資産が約 によれば、二人以上の世帯(全世帯) 総務省統計局「平成一六年全国消費実態調査」 関しては、 税制上様々な措置が取られてい の資産合計

元化に向けた改革が行われている。具体的には

資金の贈与に係る贈与税の特例措置が設けられ

金融資産に関しては、まず金融所得課税の一

ある。また、「貯蓄から投資へ」という政策的要 税率の二〇%への均一化と損益通算の範囲拡大で

株式等に一○%の優遇税率が適用されることに る。優遇措置については、二〇一一年末まで上場 請に基づいた優遇措置に関する改革も行われてい

られている。最近では、二〇〇九年に住宅取得等 所得等の非課税措置が導入されることになって なっている。さらに優遇税率の廃止後は、 口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡 一方、実物資産についても、 様々な措置が取 非課税

る。

証券レビュー 第50巻第9号

図表1 1世帯当たり家計資産額の内訳(二人以上の世帯)

	全世帯			勤労者世帯				
資産の種類	純資産額 (万円)	構成比 (%)	年収比 (%)	対前回 増減率 (%)	純資産額 (万円)	構成比 (%)	年収比 (%)	対前回 増減率 (%)
資産合計	3900	100.0	560.2	-11.1	2867	100.0	385.7	-15.6
金融資産(貯蓄-負債)	950	24.4	136.5	6.1	498	17.4	67.0	-9.0
貯蓄現在高	1520	39.0	218.2	4.6	1180	41.1	158.7	2.0
負債現在高	569	14.6	81.7	2.2	682	23.8	91.8	11.9
住宅·宅地資産	2786	71.4	400.1	-15.5	2204	76.9	296.6	-17.2
宅地資産	2180	55.9	313.0	-18.6	1625	56.7	218.7	-21.9
住宅資産	606	15.5	87.0	-2.3	579	20.2	77.9	-0.5
(再掲) 現住居・現居住地	2209	56.6	317.3	-18.2	1869	65.2	251.5	-18.7
(再掲) 現住居以外·現居住地以外	577	14.8	82.8	-3.2	335	11.7	45.1	-8.2
耐久消費財等資産	164	4.2	23.6	-15.3	165	5.8	22.2	-12.7
耐久消費財	150	3.8	21.6	-10.5	159	5.5	21.3	-9.3
ゴルフ会員権等	14	0.4	2.1	-45.6	6	0.2	0.9	-54.6
年間収入	696	-	-	-8.5	743	-	-	-7.2

(注) 純資産額:純資産額のうち住宅資産及び耐久消費財について、経過年数に応じて減価している。

る理由は、

先にも少し触

n

たが金融資産と実物資

考慮しながら分析を行った。

実物資産を取

り上

げ

産保有に与える影響について、

実物資産

の存在す

(出所) 総務省統計局「平成16年 全国消費実態調査」

を与えると考えられるからである。

産の代替性の有無が金融所得課税のあり方に影響

されてはいるが、 で終了している。 家計資産に関するデータとしては総務省 家計収支編)」 貯蓄動向調查」 分析に用いるデータについてであるが、 に実物資産に関するデ があったが、二〇〇〇年末時 また、 詳 細に つい 総務省統計 て把握することは 局 ĺ 「家計 タが公表 統 各年 調 計 点 杳 局 0

れば、 は明 てしまうことも考えられ 二〇一〇年度税制改正でこの措置 そこで本稿では、 確な結論が得られてい 金融資産と実物資産 これらの政策が互い 金融所得課税が家計 る。 0 代替性 ない の効果を打ち消しあ が、 0 が拡充され 有無に 仮にあるとす 0 金 つい 融 7 箵

向 きない。 査」を用いて近年についての分析を行った。 とした長期的な分析を、]調査] を用いて一九七〇~一九九〇年代を対象 そこで本稿では、 総務省統計局 総務省統計局 「家計 「貯蓄動 調

は、 保有に与える影響について検討する。 純増減額」を用いて回帰分析を行った。 総務省統計局 て配当課税と実物資産への投資が家計の金融資産 年次別貯蓄、 本稿の構成は以下のとおりである。 全世帯の一九七六年から一九九八年までの 「貯蓄動向調査」のデータを利 負債及び実物投資の1世帯当たり 二節では 具体 続く三節 的 崩

E

数を求る 券を取り出 め 政策的なインプリケーションを示す。 めた。 最 同様 後の四: の手法で他の資産との 節 では、 本稿 の議論をまと 相 関係

実物資産 家計 の資産選択 の影響 配当課税と

(1) 配当課税に関する先行研究

本節では、

産を考慮した先行研究については既に山 択に与える影響について簡単に分析する。 $\overline{\mathbb{H}}$ 実物資

影響に関する先行研究を取り上げる。 ○九)などで紹介したので、ここでは 配当課税

その限界税率を求め、それを所得のシェアによっ 実効税率 から一九 岩本・藤島・秋山 九二年までの (異なった制度が適用される所得ごとに (一九九五)は、 わが 国 0 利子 配当課 九 八〇年 税

デー

求めた。また、金融資産の中から預貯金と有価証

分所得に占める各資産の割合を求め、

相関係数を

資産の代替性について考察する。

具体的

には

可処

では、

総務省統計局

「家計調査

(家計収支編)」

の勤労者世帯の二〇〇二年から二〇〇八年までの

タを利用して、最近における金融資産と実物

配当課税と実物資産が家計の資産選

<u>H</u>.

日本総合研究所は、

岩本・

藤島

: 秋山

(一九九

一九九八年度、二〇〇〇年度の利子・配当課税の

とほぼ同じ計測手法によって一九九七年度、

より、 響を与えたかを検証した。そして利子課税改革に 年の利子課税改革 て平均したもの)を計測するとともに、 が世帯の貯蓄・資産選択行動にどのような影 高齢世帯はその他の世帯に比較して利子所 (マル優の廃止と源泉分離課税 一九八八

得を産む資産を相対的に増加させたことなどを示

向かわないという通説が必ずしも正しくないとし 上優遇されてきたから個人マネーがリスク資産に

ている。

年まで計測し、一九八八年以前はマル優対象資産 得に課される実効税率を一九七三年から二〇〇

関田(二〇〇五)は、利子・配当・株式譲渡所

年、二〇〇六年のマル優制度改正の効果を見てい 資産需要関数を推定し、その結果を元に一九八八 八八年以後はそれが逆転したことを示した。また がマル優対象外資産より軽課されていたが、一九

る。そして両改正ともマル優制度対象資産からマ

ル優対象外資産へのシフトをもたらしたが、二〇

○六年改正の影響が非常に小さく、改革の効果が

ほとんどあらわれないことを示した。

なお関田

(二〇〇九) は、家計の資産選択に言

具体的には一九七三年から二〇〇三年における各 及していないが、実効税率の計測を行ってい 査部経済・社会政策研究センター編 実効税率を計測し、その結果を日本総合研究所調 (110011)

得より重課されているが、 る。 湯元編著 その結果を見ると株式配当所得の方が利子所 (二〇〇三) などにおいて公表してい 時系列で見るとその差

湯元編著(二〇〇三)は、預貯金が一貫して税制

縮小していることがわかる。こうしたことから

が

降、 得)、 もシミュ 率である。また、 資本所得 ○一一年以降の各資本所得・金融商品の 資本所得の表面税率が同様であっても、 及び各金融商品 レ (利子所得、 ートしている。 時限的! 配当所得、 (預貯金 優遇措置が廃止される二 そして二〇一一 株式) 株式等の の実効税 実効税率 譲 渡所

商品 間 の課税 の中立性を確保できるとは言い難 年以 金融 61

た。 ŋ 年から二〇〇五年までの利子・配当課税の実効税 率を計測した。そして二〇〇三年度税制改正によ 五 Ш また、 田 配当課税の実効税率が低下したことを示し の計測方法を一部簡略化する形で二〇〇 (三〇〇七) 山田 (三〇〇八) は、 岩本・藤島・秋山 は、この結果を利用 <u>(</u> 九

> 金融資産の需要に持ち家率が大きな影響を及ぼ の比率に影響を与えていることを示唆した。また

ていることを明らかにした。 林田・大野(二〇〇八)は、 社団法人証券広報

響を検証している。 式需要と保有期間に対する各家計 動に与える影響を分析している。 データを利用して、 センター実施の 『証券貯蓄に関する全国 配当課税が家計の資産選択行 分析の結果、 具体的には、 配当税率の上昇 の限界税 .調 率 査 · の 影 株 0

策が必要であると指摘している。 成功のためには、 配当への税負担を引き下げる政 とが示唆された。そして、「貯蓄から投資

へ へ し の

は株式需要を押し下げ、

保

有期間を引き延ばすこ

野 に対して有効であるか定かではない。そこで、 ており、 林田・大野 (二〇〇八) ・林田(二〇一〇)は同調査の一九九一年から その結果が長期に は単年のデ わたる家計 ĺ の投資行動 タを用 大

が有価

証

||券の需要や貯蓄に占める株式・

株式投資

て簡単な実証分析を行い、

配当課税

の実効

税率

信

託

の割合あるいは株式・株式投資信託と預貯金

一〇〇六年までの六回分の調査結果を用い て、 購

0

入意欲と保有期間 配当税率は購入意欲に対して負の有意な影 につい て分析を行った。 分析

響があること、

配当課税は保有期間を長引かせ、

れた。そして「貯蓄から投資へ」の政策遂行のた 取引を不活性化する効果を持つことなどが示唆さ

あったと判断できるとしている。

めに、配当税率を軽減させたことは正しい選択で

井上・上條 (二〇一〇) は、一九七八年から二

○○七年までの三○年間について利子課税、

配当

貯蓄動向調査」

「年次別貯蓄、

本節の分析に

用 0)

(V

るデ ĺ

夕 は、

総務省

統 計 局

課税、 る。 さらに金融資産残高 それらを用 株式等の譲渡所得課税の実効税率を推 V て資産需要関数を推計 の収益率弾力性を推 L 7 計 計 13

譲渡課税の実効税率は低くなったこと、 式投資優遇税制により、 課税の影響を分析している。分析の結果、 利子課税に比べ 株式投資 て配当・ 株

優遇税制は家計の保有する株式のシェアを上昇さ

離選択課税、

証券投資信託の収益

一の分配

(源泉分

な要因とはなり得ず、近年の金融所得税制改革の 税率は必ずしも家計の資産選択を決定する中心的 せるが、 した。そしてこれらのことから、 その大きさは小さいことなどを明らか 金融所得税制 K 0

(2) 分析方法

影響も限定的であると指摘している。

る。(2)の実効税率や実物投資が影響しているかを探課税の実効税率や実物投資が影響しているかを探 投資の1世帯当たり純増減額」 二乗法により株式や株式投資信託 分析対象年は一九七六年から一九九八年で、最小 (全世帯)である。 の純増 減 派に配当

也 配当課税 と同じである。 の実効税率の求 すなわち、 め方は、 総合課税 山 \mathbb{H} (100)源泉分

6

負債及び実物

金融所得課税と家計の実物資産

図表2 配当課税の実効税率

年	国税(%)	地方税(%)	合計(%)	年	国税(%)	地方税(%)	合計(%)
1976年	21.75	4.07	25.83	1988年	24.48	4.32	28.79
1977年	21.47	3.65	25.12	1989年	21.69	3.40	25.09
1978年	26.37	4.14	30.51	1990年	21.86	3.35	25.21
1979年	26.52	4.24	30.75	1991年	23.16	3.41	26.57
1980年	26.71	4.19	30.90	1992年	23.67	3.55	27.22
1981年	28.10	4.76	32.86	1993年	23.15	3.38	26.52
1982年	26.89	4.04	30.93	1994年	22.71	2.87	25.58
1983年	26.61	3.92	30.53	1995年	22.56	2.67	25.23
1984年	26.00	3.61	29.61	1996年	23.04	2.97	26.01
1985年	26.18	3.70	29.88	1997年	22.12	2.94	25.06
1986年	25.79	3.40	29.19	1998年	21.92	2.99	24.91
1987年	24.31	2.91	27.23				

階級

の国

税

(所得税)

当たり課税所得額がわかるので、そこから各所得

ら見た申告所得税の実態」から各所得階級の一人

総合課税については、

まず国税庁

「税務統

計

か

続いて配当控除額を考慮しながら税額を算出

と同 は、 ウェ 求 それを配当所得で除して各所得階級 分の実効税率の合計を総合課税における実効税率 8 住民税 課 様 イトにして加重平均した。 の手法で計測 税 所得金額が所得税と同一であると仮 最後にそれを各所得階 の適 用限界税率を求め、 した。 そして国税分と地 地方税につ 級 0 以降 の実効税 配当 は 所得 所得税 (V 率を 方税 を 定 7

の適用限界税率を求めた。

めた。

地方税は総合課税なので先に求めた実効税

統計年報書」にある、 源泉分離選択課税については、 配当所得の課税状況のデー 国税庁 国 |税庁

択 タを用い 課税適用 た。 分の中で、「利益又は 国税分については、 利息 源泉 分離 0) 配 当 (選

剰余金の分配、 る源泉徴収税額を支払金額で除して実効税率を求 基金利息の分配」に区分されてい

率が適用されるものとした。

が ついては、一 異なるので分けて計測する必要がある。 証券投資信託の収益の分配 九八八年三月までとそれ以降で税制 (源泉分離課税) 九八 に

庁統計年報書」にある配当所得の課税状況の を用 源泉 分離 (選択) 課 税 適 用 分 0 デー 中 で

八年三月までは、

国税分については国税庁

国税

資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益

証券投資信託の収益

の分配」

あるい

は

証

券投

額で除り の分配」に区分されている源泉徴収税額を支払 して実効税率を求 めた。 地方税は非

課

税で

金

ある。 と同じ計測方法で実効税率を求めたが、 一九八八年四月からは、 国税分はそれまで 地方税分

税庁「国税庁統計年報書」にある配当所得の の実効税率は、 源泉分離課税 国税分の三分の一とした。 (確定申告不要) については、 課 国

当所得金額のうち一般課税分については 状況のデータを用いた。 ただしそこから わ 個 人 か のほ る 配 税

源泉徴収分も含まれてい か法人の受取分も含まれている。 る。 国税庁 また総合課税 「税務統計 か

が、 ら見た法人企業の実態」 国税庁 「税務統計から見た申告所得税 から法人の受取 配 当 0) 有額 実

から申告所得の配当所得がわかるのでこれ B

率については当時の税制を反映して、 を差し引い たものをここでの配当所得とした。 国税が 九 税

七六年と一九七七年が一五%、

それ以降は二〇%

0

金融所得課税と家計の実物資産

図表3 推計結果

	①株式等	②預貯金等		③株式等
定数項	14.6452 (0.3881)	443.2727 (2.8732**)	定数項	-8.0024 (-0.5735)
税引き後 株式収益率	0.9257 (2.1821*)	-7.2766 (-4.1956**)	税引き後 株式収益率	1.1706 (3.1834**)
実物投資	0.0037 (0.0875)	0.3175 (1.8389)	建物	0.2725 (2.6374*)
定期預金金利	-0.4923 (-0.1368)	-19.8822 (-1.3519)	定期預金金利	0.4557 (0.2030)
自由度調整済み 決定係数	0.0812	0.6736	自由度調整済。 決定係数	0.3271

(3)

分析結

のデータを用い

た。

益

率

単

純平

均

- (注) 1) カッコ内は t 値、** は1%水準で有意、* は5%水準で有意を表す。
 - 定期預金金利は銀行の定期預金(1年)の利率である。 2)

あった。また、実物投資に関しては有意な結果が 果を見ると、税引き後株式収益率が正に 式等 得られなかった。一方、 なかった。これらのことから、 資に関しては株式等と同様に有意な結果 後株式収益率が負に有意であった。 貯金と通貨性預貯金の合計)については、 义 [表3は分析結果を示したものである。 (株式と株式投資信託の合計)につい ②の預貯金等 配当課税の実効税 また、 (定期性 は 得ら 実物 税引き 有意 1 7 の結 \check{O}

n 投 資収益率」 式収益率については 政策研究所 とした。 定期預 地 の第 方税 財 金金 は〇 政金融統計 部 年間 日本証券経済研究所 利 %である。 K 市 0 月報」 いては 場収

0) 財

デ

ĺ

タを、

株

「株式投

?務省財

務総

で

率は、 金融資産と実物投資の間の代替性はないこと 家計の金融資産選択に影響を与えているこ

が示唆される。

さらに家計用投資は住宅と土地に、事業用投資は 投資は家計用投資と事業用投資に分かれてい また総務省統計局 「貯蓄動向調査」では、 実物 る。

に有意になっている。 る。 このことから、 建物と土地に分かれている。③はこの事業用投資 の間には補完的な関係があるということになる。 の建物を説明変数に加えて分析を行ったものであ 自由度修正済み決定係数が低いが、 金融資産と実物投資の間には代替 したがって、株式等と建物 建物が正

家計の金融資産保有を何らかの方向に誘導したい 以上より、 金融所得課税の改革などで政策的に た。

性は見られないが、実物投資の中には金融資産保

有に影響を与えるものもあることが明らかになっ

実物投資に対する政策の影響も考慮してく必要が 場合は、 金融所得課税の改革の影響だけでなく、

あるといえるだろう。

三、最近における金融資産と実物 資産の代替性

データ

替性について分析し、そこから金融所得課税が家 (1) 本節では最近における金融資産と実物資産の代

統計で毎年の実物資産の動向がわかるものとして ○○年末時点で終了してしまっている。その他の 述のように総務省統計局

「貯蓄動向調査」は二〇

計の資産選択に与える影響について考察する。

前

データがある。このデータには、 総務省統計局 「家計 語調査 (家計収支編)」の 土地や家屋など

の不動産購入などを示す「財産購入」、それらの

は、

かし実物資産に関する項目があるのは勤労者世帯

産純増」という項目がある。ただし、実物資産の売却を示す「財産売却」、両者の差をとった「財

選択においては労働をしていない高齢者世帯が重な分析を行うのは困難である。また、家計の資産内訳について把握することはできないので、詳細

や二人以上の世帯を分析対象とすべきである。しは勤労者世帯の他にそうした世帯を含む、総世帯要な役割を果たすと考えられる。したがって本来

以上より、本節では「家計調査(家計収についてのみである。

の勤労者世帯を対象にごく簡単な分析を行った。以上より、本節では「家計調査(家計収支編)」

(2) 分析方法

て、マル優制度の経済効果を分析した小椋(一九産と金融資産の代替性について分析したものとしデータに簡単な加工を施すことによって実物資

れている手法を参考に分析を行う。八四)がある。本節では小椋(一九八四)で採ら

まず、二〇〇二年から二〇〇八年までの世帯主れている手法を参考に分析を行う。

の年齢階級別のデータを用いて、「預貯金純増」、

級は、「~二九歳」、「三〇~三九歳」、「四〇~四証券」、「実物資産」と名付けた。世帯主の年齢階に対する割合を求め、それぞれ「預貯金」、「有価「有価証券純購入」、「財産純増」の「可処分所得」

歳~」の六階級である。したがって、一つの資産九歳」、「五〇~五九歳」、「六〇~六九歳」、「七〇

調査(家計収支編)」では、「貯蓄純増」と「有価

に対して四二個のデータが得られる。

なお

いい「保食担害」よび、こうがでうけやこはなど、保険純増」の合計のことである。本節の目的ている。さらに「貯蓄純増」とは、「預貯金純増」正券純購入」の合計を「金融資産純増」と定義し

らないので、「金融資産純増」から「保険純増」から、「保険純増」は必ずしも分析の対象にはなと「保険純増」の合計のことである。本節の目的

資産間の関係(世帯主の年齢階級別) 図表4

資産の種類	相関係数	相関関係	関係性
預貯金と有価証券	-0.21	低い負の相関	代替的
預貯金と実物資産	-0.43	負の相関	代替的
有価証券と実物資産	0.06	ほとんど相関なし	_
金融資産と実物資産	-0.43	負の相関	代替的

資産の 代替的な関係があると考えられる。 ば有価証券が減少することになり、 関が認められた。したがって、預貯金が増加 相関係数はマイナス○・二一であり、 の結果を示したものである。 図表4は世帯主の年齢階級別データによる分析 相関係数はマイナス〇

相関

が認められたので、

両資産間には代替性があ

・四三であり、

負

預貯金と実物

金融資産

間

すれ

(3)分析結果 も行った。

を除 を選び、それらについて相関係数を求めた。 合を「金融資産」と名付けた。そして二つの資産 険を除く)」と定義し、「可処分所得」に対する割 の作業を年間収入五分位階級別のデータについ 有価証券純購入」 たもの、 言 ſλ 0) 換えれば 合計を 金 「預 預 融資産純 貯 金純 増 増 同 保 لح 様

預貯金と有価

券

低 V 負 証

0

相

の結果からすると、

預貯金に比べて有価

証券

になる。

〇・二一であり、低い

負

の相関が認められた

に対する税制を優遇して有価証券の保有が増加す

5 資産 には代替性があると考えられる。こうしたことか 関係数は○・○六であるので、 三であり、 金融資産と実物資産の相関係数はマイナス〇 代替性も補完性もないことがわかる。最後に 金融資産と実物資産の代替性は預貯金と実物 の代替性に起因しているといえる。 負 の相 関が認められたので、 ほとんど相関 両資産間 は 兀 な

ると考えられる。また、

有価証券と実物資産

0)

相

影響しないということになる。この部分だけを見

預

ら投資へ」の流れが生じることになる。 貯金の割合が減少し、い れば、 方、 (保険を除いた) 図表5は年間収入五分位階級別 金融資産全体に わば見かけ上の 占め デデ 1 タに る

ど相関がなく、 価証券の相関係数は○・一一であるので、ほとん よる分析の結果を示したものである。 代替性も補完性もないということ 預貯金と有

た、 有価証券と実物資産 の相関係数は〇・ 〇 二 で

両資産間には代替性があると考えられる。

ま 0

で、

と同様に、 あるので、 ほとんど相関がなく、 世帯主の年齢階級別データによる分析 代替性も補完性

相関が認められたので、 0 もないことがわ 相関係数はマイナス〇・二一であり、 かる。 最後に金融資産と実物資産 両資産間には代替性があ 低い 負

進 なる。 預貯金の保有は減少するが、 0 率や将来導入される少額の上場株式等投資の ると仮定すれば、 より する可 非 課税 つまり、 実物資産の保有が増加すると仮定すれば、 能性がある。 措置 は、 現在行われている一〇 「貯蓄から投資へ」 預貯金の保有が減少することに なお、 住宅口 有価証券の保有には 1 0) %の軽減税 ン 減税 流 れ を促 ため など

預貯金と実物資産の相関係数はマイナス

図表5 資産間の関係(年間収入五分位階級別)

資産の種類	相関係数	相関関係	関係性
預貯金と有価証券	0.11	ほとんど相関なし	_
預貯金と実物資産	-0.21	低い負の相関	代替的
有価証券と実物資産	0.02	ほとんど相関なし	_
金融資産と実物資産	-0.21	低い負の相関	代替的

いる。

る。金融資産間の関係だけが異なる結果となって

金融資産と実物資産の関係も共通して

保有が増加した場合の効果は、 だしこの場合でも税制が れを促進させることにはなる。 実物資産の保有には影響がないことがわかる。 の保有が増加すると仮定したとしても、 図表5から、 有価証券優遇税制により有価 「貯蓄から投資へ」 また、 世帯主の年齢階級 実物資産 預貯金と の流 証 た 券

別データのときと同じである。

比較すると、預貯金と実物資産の関係と、 替性に起因するものと考えられる。 資産と実物資産の代替性は預貯金と実物資産 ると考えられる。 以上の結果からここでも、 図表4、 有価

5 を

の代 金

券と実物資産の関係は共通している。

したが

って

証

ただし、小椋

(一九八四) でも指摘されている

(4) 本節 の結論

本節の

分析結果をまとめると、まず金融資産

その中でも特に預貯金と実物資産の間には代替性 額の上場株式等投資のための非課税措置などが、 プリケーションとしては、 があることが明らかになった。また政策的なイン 「貯蓄から投資へ」の流れを促進する可能性があ 一〇%の軽減税率や少

ることを指摘した。

が、各資産の可処分所得に対する割合を求め、 関について考察するという分析手法は、 タに関してもマクロデータであり、さらに有価証 もので決して精緻なものとはいえない。 またデー 大まかな 相

券や実物資産の内訳を把握することができない。

したがって、

今後はマイクロデータなどを使用

より精緻な計量経済学的分析が必要である。

式収益率を引き下げる方向にはたらくので、株式

四、 おわりに

ながら分析を行った。 に与える影響について、 本稿では、 金融所得課税が家計の金融資産保 実物資産の存在も考慮 有

○~一九九○年代を対象とした分析の結果は以下 総務省統計局 「貯蓄動向調査」を用いた一 九七

のとおりである。

計 後株式収益率の正の有意な影響が検出された。 の上昇は税引き後配当利回り、 の有意な影響が検出された。 関する分析においては、 株式等(株式と株式投資信託の合計)の保有に の保有については、 預貯金等 (定期性預貯金と通貨性預貯金の合 決定係数は低い 税引き後株式収益率の負 配当所得の実効税 および税引き後株 が税引き ま

等の保有を減少させ、 ことになる。 つまり、 配当課税が家計の金融資産 預貯金の保有を促進させる

選択に影響を与えていることが示唆された。 方、実物資産への投資の影響については、

を取り出して分析すると、株式等の保有に対して がある。さらにその中にある「建物」という項目 は、「実物投資」という項目の中に「事業用投資」 の保有に影響を与えるものもあった。 しかし実物資産への投資の中には、 預貯金等ともに有意な結果は得られなかっ 具体的に 金融資産 株

業用 の建物は補完的な関係にある。

続いて行った、総務省統計局

「家計調査」

を用

正

の有意な影響が検出された。つまり株式等と事

13 た近年についての分析の結果をまとめると以下

①金融資産と実物資産の間に負の相関が認めら

れた。

のようになる。

②預貯金と実物資産の間に負の相関が認められ

③有価証券と実物資産の間にはほとんど相関が

認められなかった。

含意について触れたい。 最後に、 わが国の金融所得課税の改革に対する 総務省統計局 「貯蓄動向

遇税制が 省統計局 選択に影響を与えることが示された。 「家計調査」による分析では有価証 「貯蓄から投資へ」の流れを促進する可 また、 券優

調査」による分析では配当課税が家計の金融資産

と考えられる。 廃止は、「貯蓄から投資へ」の流れを減退させる の上場株式等の配当・譲渡益に対する優遇税率の 能性を指摘した。以上のことから、二〇一一 年末

産の中に金融資産の保有に影響を与えるも ることを明らかにした。さらに「家計調査」によ また 「貯蓄動向調 査 による分析では、 実物 あ

打ち消し合ってしまう可能性も指摘できる。わがする政策と実物資産に対する政策が互いの効果を代替性があった。以上のことから、金融資産に対

るための特例措置が存在している。金融所得課題では、金融所得課税において政策的要請に応え

これだし、本稿の分析はごく簡単なものである。こるだろう。

実物資産に対する政策の影響も考慮する必要があ税、特にその特例措置のあり方を考える際には、

く必要があるだろう。 今後の課題として、分析方法の精緻化を図ってい

基づいたモデルを構築しなければならない。

まった。その意味では定式化等にさらなる工夫が必要であいろいろと工夫はしてみたが、決定係数が低くなってし

(3)

の効果は不明である。 ただし同時に非課税措置も導入されるので、全体として

(4)

(参考文献)

る課税の影響─推計実効税率に基づく実証分析─」日本財井上智弘・上條良夫(二○一○)「家計の金融資産選択に与え

政学会第六七回大会報告予定論文

の評価と課題」『フィナンシャル・レビュー』第三五号、二岩本康志・藤島雄一・秋山典文(一九九五)「利子・配当課税

七一五〇頁

マイクロデータによる家計の分析―」『証券経済研究』第七大野裕之・林田実(二〇一〇)『配当課税と株式投資―多年度

〇号、六七—八四頁

Papers in Economics and Business 05-17、大阪大学大学院動向調査」年齢階級別データによる分析―」Discussior動向調査」年齢階級別データによる分析―」Discussiorの標子のでは、一九八四)「マル優制度の経済効果」『経済セミ小椋正立(一九八四)「マル優制度の経済効果」『経済セミ

② 説明変数は先行研究を参考に選択した。厳密には理論に

経済学研究科、

国際公共政策研究科

人五分位階級別のデータを用いた分析を行った。

(1) この分析は既に世帯主の年齢階級別データを用いて山田

(二〇〇九) で行っている。三節では、これに加えて年間収

注

証券レビュー 第50巻第9号

動に与える影響―『証券貯蓄に関する全国調査』個票デートの三)『税制・社会保障の基本構想』日本評論社の三)『税制・社会保障の基本構想』日本評論社の三)『税制・社会保障の基本構想』日本評論社の方向。

関田静香(二〇〇九)「利子所得・配当所得・株式等の譲渡所

ビュー』、第四八巻第八号、一一六─一三三頁いて」『証券レビュー』第四七巻第七号、七○一九○頁いて」『証券レビュー』第四七巻第七号、七○一九○頁出間直夫(二○○七)「近年の利子・配当課税の実効税率につ

── ○三頁

タにもとづく実証分析―」『証券経済研究』第六四号、八九

|元健治編著(二○○三)|| 税制改革のグランドデザイン』生四九巻第九号、二一―三七頁|| ―実物資産との代替性に注目して―」|| 証券レビュー』、第

産性出版

山田直夫(二〇〇九)「金融資産に対する非課税制度について

(やまだ)ただお・当研究所主任研究員)